

所得税、町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の申告相談及び受付が始まります。  
このページでは申告について紹介します。

**所得税及び復興特別所得税**  
申告書作成会場  
加古川税務署  
〒421-2951  
ニッケパークタウン本館  
(センタープラザ) (P4参照)

**町県民税**  
申告が必要の人

**国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料**  
申告が必要の人

### ◆確定申告が必要な人

- サラリーマンなど主な収入が給与の人でも、次のような人は確定申告が必要です。
  - ① 昨年の給与収入金額が2千万円を超える人
  - ② 給与を1カ所から受けていて、給与以外の所得金額が20万円を超える人
  - ③ 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整を受けられなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額との合計額が20万円を超える人
- 次に該当する人は確定申告が必要です。
  - ① 個人で事業を営んでいる人
  - ② 家賃や地代などの不動産所得がある人
  - ③ 土地や建物、株式などの譲渡所得がある人
  - ④ 先物取引に係る所得がある人

### ◆確定申告をすれば所得税が戻ってくる人

- 毎月の給与やボーナスから所得税が源泉徴収されているサラリーマンなどで、次のような人は確定申告をすれば所得税が戻ってくる場合があります。
  - ① 昨年中に退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けられなかった人
  - ② 病気やけがなどで支払った医療費が10万円、または所得の5%を超える人
  - ③ 災害や盗難にあつて住宅や家財に損害を受けた人
  - ④ 住宅ローンなどを利用して住宅の購入や増改築をした人



### ◆申告が必要の人

- 令和2年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があつた人は、町県民税の申告をする必要があります。サラリーマンなどの給与所得者や所得税の確定申告をする人は必要ありませんが、給与所得者でも次のような人は申告が必要です。
  - ① 勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されていない人
  - ② 給与のほかにか家賃や地代、農業などの所得があり、その合計額が20万円以下の人



### ◆申告が必要の人

- 国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人や介護保険第1号被保険者(昭和31年4月1日以前に生まれた人)は、昨年中に所得がなかった場合でも申告してください。申告がないと、所得が少ない世帯に適用される国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減措置を受けることができず、また、介護保険料の正確な決定ができなくなります。

## 申告に必要なものはそろっていますか

所得税、町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の申告には次のものが必要です。

- お知らせはがき
- 印かん
- 給与所得者と年金受給者は源泉徴収票(原本)
- 控除を受けるための証明書(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付済額のお知らせ、または領収証、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書、医療費控除の明細書、寄附金受領証明書など)
  - ※医療費控除を申告する人は、事前に「医療費控除の明細書」を作成してください。
- 事業所得、不動産所得、農業所得がある人は、収支内訳書
  - ※事前に「収支内訳書」を作成してください。
- 所得税の還付申告をする人は、振込先の口座番号がわかるもの

- 本人確認書類(マイナンバーカードまたは番号確認書類と身元確認書類)の写し
  - ※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードだけで本人確認ができます。(マイナンバーカードに関するお問い合わせは、住民課住民係 ☎492-9134 まで)
  - ※番号確認書類 通知カードやマイナンバーの記載がある住民票の写し など
  - ※身元確認書類 運転免許証やパスポート、身体障害者手帳 など

### ◆医療費控除は領収書の提出が不要となりました

平成29年分の確定申告から領収書の提出の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要です。
 

- ・医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)
- ・医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると医療費の明細の記入を省略できます。
- ・医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書は税務課窓口、税務署、国税庁ホームページ等にありますのでご利用ください。

## 地区相談について

- 町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、所得税の申告(昨年中に退職して年末調整を受けられなかった人や医療費控除の申告をする人など)の相談・受付を地区相談日程表のとおり行います。
- 年金受給者で案内状が届いた人は、できるだけ指定の日時に会場へお越しください。

### 地区相談日程

と き	対 象 地 区
17日(月)	蛸草、印東、印西、川北 (175人)
18日(火)	学校前、上野谷、下野谷、野谷団地、草谷、下草谷、野寺 (173人)
19日(水)	五軒屋、北新田、大沢、千和池、中新田、三四軒屋、大沢東 (159人)
20日(木)	池の内、上新田、六軒屋、見谷、七軒屋、八軒屋、見谷団地、上新田高層住宅(153人)
21日(金)	幸竹、森安、六分一、六分一山 (128人)
25日(火)	和田、相の山、和田東山、大池、第五昭和苑 (180人)
26日(水)	国岡 (147人)
27日(木)	岡東、出新田、百丁場連合、十七丁、国安団地 (143人)
28日(金)	中村、菊徳、下沢、北山、金守、昭和苑(129人)
2日(月)	中一色、西和田、岡西 (160人)
3日(火)	国安、国北、琴池、愛宕、小池前 (157人)
4日(水)	向山、西山、稲美野荘園 (133人)

※ ( ) 内は昨年の受付人数です。

《お願い》  
●譲渡所得(土地・株式等)・事業所得(1年目)・配当所得・住宅借入金等特別控除(1年目)・住宅耐震改修特別控除等がある人、青色申告・準確定申告・損失申告・過年分の申告をする人は税務署が指定する申告会場で確定申告をしてください。  
●混雑を避けるため、できるだけご自分の地区の相談日にお越しください。  
なお、ご自分の地区の相談日に行けない人は、3月5日(木)から3月16日(月)までの平日のいずれかの日にお越しください。

## 申告相談会場

〈会場〉コミュニティセンター (役場新館4階)  
〈受付期間〉2月17日(月)～3月16日(月) (土・日曜日、祝日を除く)  
〈受付時間〉午前の部 9:00～11:30まで  
午後の部 13:00～16:00まで

※会場は庁舎の管理上、8:10に開場します。  
※会場の混雑状況によっては、早めに受付を終了する場合がありますのでご了承ください。  
※新館エレベーターで4階へお越しください。  
※申告相談は受付番号順に行います。